

施工体制点検の実施について 受注者用

1. 目的

インフラ等の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を実現するため、国において、平成26年度に品確法等を一部改正し、発注者責務を明確化するなど公共工事の品質確保の一層の促進を図ることとし、その後も「施工体制台帳マニュアルの一部改正」や、建設業の社会保険加入徹底に向けた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの一部改正」等の取組を行っていることから、鹿児島市水道局においても施工体制点検を実施し、公共工事のより一層の品質確保を図る。

2. 点検概要

(1) 概要

鹿児島市水道局が発注する建設工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）等に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資する。

(2) 対象工事

鹿児島市水道局発注の令和6年8月1日以降に契約した請負代金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事
（令和6年8月1日時点で既契約分も対象）

(3) 点検者

原則として監督員又は工事発注課の工事担当係長とする。

(4) 点検の内容

施工体制点検フロー

- ・ 施工体制点検のフロー図

様式1

- ・ 施工体制に関する書類の点検
工事カルテ、施工体制台帳（技術者資格の確認、社会保険の下請確認等）等
- ・ 工事現場における施工体制の点検工事現場標識、施工体系図、技術者の専任等
- ・ 一括下請負に関する点検一般事項、実質的関与等

様式2

- ・ 書類点検時における法定福利費（社会保険料）の点検

様式3

- ・ 点検において疑義が生じ改善がみられない場合の措置（施工体制点検フロー参照）

(5) 点検の方法（施工体制点検フロー参照）

施工体制点検票により実施